

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年五月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西金野井春日部線
- 三 道路の区域

新 D	新 C	新 B	新 旧 A	旧 新 別
春日部市新川字上手一〇七番一地先から 同市新川字上手一三〇番二地先まで	春日部市新川字十二軒一〇四番一三地先から 同市牛島字川中子一〇一九番一地先まで	春日部市下柳字古川端八三五番一地先から 同市牛島字川中子一〇一九番一地先まで	春日部市下柳字古川端七一三番一地先から 同市牛島字川中子一〇一九番一地先まで	区 間
六・〇〇	六・〇〇	一〇・〇〇 一六・九四	一二・〇〇 一八・五〇	敷地の幅員 (メートル)
九二・五八	九二・五八	二七九・四五	四〇三・四三	延 長 (メートル)
				備 考  新川橋の架け換えに係る 迂回路(仮橋)の設置に伴う 区域の変更である。